

平成 26 年 2 月 28 日

電子記録債権利用契約（一般利用者用）の新規お申込みを検討されているお客さま 各位

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
(事務代行会社: 三菱 UFJ ファクター株式会社)

申込書類の改訂について

電子記録債権利用契約（一般利用者用）（以下「利用契約」といいます。）の新規お申込みをご検討いただき、誠にありがとうございます。

[当社/株式会社三菱東京 UFJ 銀行及び日本電子債権機構株式会社（以下「当社ら」といいます。)] では、利用契約の新規お申込みをいただくお客さまにご提出いただく書類（具体的には下記の書類。以下、総称して「申込書類」といいます。）について、平成 25 年 4 月に改訂を実施し、平成 25 年 5 月中旬から、改訂後の申込書類の配布を開始しております。

- ・「電子記録債権利用契約（一般利用者用）申込書 兼 利用者登録申請書」
 - ・「委任状」
- （お客さまには、上記のどちらかをご提出いただきます。）

【平成 25 年 4 月改訂内容】

① 利用契約との分離

従来の申込書類は、利用契約本体を添付していたため、分量が多くなっていましたが、今般の改訂により、申込書類を利用契約と分離し、お客さまには申込書や委任状のみをご提出いただくことにいたしました。

なお、申込書類や利用契約は今後も随時改定される可能性があります。申込書類の本文中に、どの版（「平成 25 年 4 月版」等）の利用契約をお客さまが確認・了承されたかを明示しておりますので、当社とお客さまとの間で、どの版の利用契約が締結されたかが不明確になることはございません。

② 留意事項の改訂

上記①の変更とともに、申込書類記載の留意事項も改訂し、当社〔ら〕とお客さまとの利用契約の効力が、当社〔ら〕からの「電手決済サービス登録内容のお知らせ」がお客さまに到達した時点で生じることを明確にしました。

③ 版の明示

申込書類の右下に、＜平成 25 年 4 月版＞と、改訂年月を表示しました。

【お客さまへのお願い事項】

上記のとおり、当社〔ら〕は、平成 25 年 5 月中旬から、順次、利用契約＜平成 25 年 4 月版＞の配布を開始しております。

お客さまにおかれましては、申込書類のご作成に当たり、支払企業さまから配布される申込書類の右下に、＜平成 25 年 4 月版＞との記載があるかを、ご確認の上ご記入・ご提出いただくよう、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、もし、配布された申込書類の右下に、＜平成 25 年 4 月版＞との記載がない場合には、支払企業さま又は以下の「お問い合わせ窓口」にご連絡頂き、最新の申込書類（右下に＜平成 25 年 4 月版＞との記載のあるもの）を、お取り寄せてくださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ窓口

三菱東京 UFJ 銀行 電手・でんさいコールセンター

0120-103-172

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963

※照会時間：銀行営業日の 9：00～19：00